

(変更案)

地域指定年度	昭和48年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	平成元年度
	平成17年度
	平成24年度
	令和5年度

## 登別市農業振興地域整備計画

令和5年12月

北海道登別市

# 目 次

## 第1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3
  - (1) 土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
    - ア 土地利用の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
    - イ 農用地区域の設定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (2) 農業上の土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
    - ア 農用地等利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
    - イ 用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
    - ウ 特別な用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 農用地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 農業生産基盤整備開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 森林の整備その他林業の振興と関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 他事業との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第3 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 農用地等保全整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 農用地等の保全のための活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 森林の整備その他林業の振興と関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・・・ 5
  - (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・・・ 5
- 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策・・ 5
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第5 農業近代化施設の整備計画

- 1 農業近代化施設の整備の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～7
- 2 農業近代化施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 森林の整備その他林業の振興と関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～8
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

**第7 農業従事者の安定的な就業の促進事業**

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策・・・・・・・・・・9
- 3 農業従事者就業促進施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

**第8 生活環境施設の整備計画**

- 1 生活環境施設の整備の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 生活環境施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

**第9 付図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添**

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）該当なし
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）該当なし
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし

**別記 農用地利用計画**

- (1) 農用地区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11～15
  - ア 現況農用地等に係る農用地区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・11～14
  - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域・・・・・・・・・・・・・・15
- (2) 用途区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

## 第1. 農用地利用計画

### 1. 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア. 土地利用の構想

本地域は、北海道胆振総合振興局管内のほぼ中央に位置し、東は白老町、西は室蘭市及び伊達市、南は太平洋、北は壮瞥町にそれぞれ接している。

気象は温和な海洋性気候であるが、夏期は海霧が停滞するため開花作物に悪影響を及ぼし、秋は比較的好天が多く霜は遅い。

地形的にはほぼ菱形をなし、海岸沿いに細長く分布する平坦地と、来馬岳や鷲別岳を始めとするオロフレ山系の山麓地帯、さらにはその中間にある標高80～200mの丘陵地帯に分かれ、中小河川が太平洋に注ぎ、主要な市街地を形成している。

登別市の市域は、東西18.5km、南北22.6kmに及び、行政区画面積は21,211haであり、市街化区域の面積1,403haを除くと、大部分は国有林を主体とした山林によって占められている。

人口は、昭和50年代の後半まで増加を続けたものの昭和58年をピークに、近年では減少あるいは横這い傾向にある。

産業では、第三次産業が殆どで、代表する産業として観光産業が挙げられ、古くから観光施設が整備され日本を代表する観光地としての発展を続けている。

一次産業は農業人口及び水産人口が減少傾向にあり、二次産業は海岸沿い平坦地に集中しているが用地が限られているため、今後大きな発展は望めない。

このため、観光を主体とした産業が本市の重要な位置を占めている。

本市の土地利用については、平坦地が狭小なことから市街地の発展が高台農業地帯に迫っていること、また、特に国道36号線を中心に市街化が進んでいることを考えると、農用地は本計画の目標以上の増加は難しいと思われる。

このため、農用地利用の将来計画は近い将来市街化が予想される地域、山間部においての団地規模、自然条件などから農業の振興が難しい地域を除いた農用地利用計画を策定し、観光と調和のとれた地域農業の振興を図っていくものとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 R4	1,090	14.6	62	0.8	5,082 (98)	67.8 (1.3)	9	0.1	0	0.0	1,249	16.7	7,492	100
目標	1,140	15.3	47	0.6	5,180 (0)	69.1 (0)	9	0.1	0	0.0	1,116	14.9	7,492	100
増減	50		-14		98 (98)		0		0		9		0	

(注) ( ) 内は混牧林地面積である。

イ. 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

下記の a～c に該当する農用地で、次表の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし		ha	ha	ha	

a. 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b. 土地改良事業又はこれに準ずる（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

該当なし

c. a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその

土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等について、土地所有者が、今後、農用地等に利用する意向がある場合は農用地等に設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本地域の農用地利用状況は、牧草地及び採草放牧地が農用地の7割以上を占めており、これらの面積は減少傾向にあり、今後は経営規模の拡大と農用地の有効利用が生産性向上の重要な課題であるため、農業生産基盤の整備を図るとともに農用地の有効利用及び流動化により、集約的土地利用を促進し、生産基盤の安定を図り安定的な地域農業の確立を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
全地区	888	1,092	204	202	0	-202	98	0	-98	62	47	-15	1,250	1,139	-111	5,082

(土地利用計画図 付図1号)

イ. 用途区分の構想

本地域は、酪農及び畜産が中心となっていることから採草地及び採草放牧地を主体とした農用地としての利用を進める。

ウ. 特別な用途区分の構想

該当なし

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2. 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地は、山麓丘陵の札内地区及びその周辺に集中しており、傾斜度は5度～9度、山間及び沢地の強い地帯で25度程度であり土地条件、気候条件から酪農・畜産が主体となっており、農用地区域の面積は1,249.9haとなっている。

農業生産基盤の整備状況については、これまでに草地改良事業として622ha、農地造成事業として26ha、農道整備事業として32kmのほか、農地保全事業、畑地帯総合整備事業等を実施している。

また、本地域における農業形態は、酪農を中心に肉牛や軽種馬等の畜産が主であることから、優良な草地を整備するため農業基盤整備事業を導入し、良質な牧草を確保することにより生産性を向上させる。

## 2. 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		図面表示	備考
		受益地区	受益面積		
公社営草地畜産基盤整備事業 (胆振中西部)	草地改良：76.60 ha	—	—	7	

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備その他林業の振興と農業生産基盤の整備計画の関連については、現時点で関連性がないため、今後具体的な事案により必要に応じて検討する。

### 4. 他事業との関連

道路整備、治山整備、上下水道整備及び情報通信基盤整備等の各公共的事業について、農業振興地域整備計画との整合性を保ちながら推進する。

## 第3. 農用地等の保全計画

### 1. 農用地等の保全の方向

認定農業者等の意欲ある担い手に対し、利用集積を促進し再整備を図る他、地域における農用地の利用調整等の諸活動に対して指導・支援を行い農地流動化のための各種事業を積極的かつ効果的に活用する。

### 2. 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
未定					

### 3. 農用地等の保全のための活動

地域内農用地の有効活用を図るため、規模拡大を目指す農業者等に対し、農地保有合理化事業などの農地流動化施策を活用し、利用集積などによる効率的な利用を促進する。

また、地域における農用地の利用調整活動をはじめ、認定農業者等の育成・確保に向けた諸活動に対して指導・支援を強化し、農業経営基盤強化促進対策事業等の各種事業を積極的かつ効果的に活用し、農地の円滑な利用集積など効率的な利用を促進する。

### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備その他林業の振興と農業生産基盤の整備計画の関連については、現時点で関連性がないため、今後具体的な事案により必要に応じて検討する。

#### 第4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と遜色のない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当りの年間農業所得440万円程度）及び年間総労働時間（主たる従事者1人当り年間総労働時間1,800～2,000時間）の水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が登別市における農業生産の相当部分を担うような構造の確立を目標とする。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
家族経営	乳用牛	37.0 ha	牧草	7	37.0 ha
	肉用牛	20.6 ha		7	20.6 ha
	軽種馬	31.0 ha		1	31.0 ha
法人経営	肉用牛	34.0 ha	牧草	4	34.0 ha
	軽種馬	31.8 ha		2	31.8 ha
組織経営	該当なし				

###### (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の利用調整を図るため、農用地利用改善団体による土地利用調整を展開して、農用地等の利用集積の促進を図る。

##### 2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業が持続的に発展するためには優良農地を維持・確保しつつ効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体に利用集積されるよう農地保有合理化事業や農用地利用集積実践事業など農地流動化施策及び各種農業振興策と連携しながら農地等の流動化を図り、効率的かつ総合的な利用の促進を図る。

##### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備その他林業の振興と農業生産基盤の整備計画の関連については、現時点で関連性がないため今後具体的な事案により必要に応じて検討する。

#### 第5. 農業近代化施設の整備計画

##### 1. 農業近代化施設の整備の方向

登別農業の主体は、酪農・畜産であるが、この農業形態は土壌や気象条件などから特化されたものであり、今後ともこの農業形態を中心とした農業を推進していく。

また、家畜ふん尿の処理に見られる環境保全の問題や農産物輸入自由化、国内における産地間競争の高まりなど農業を取り巻く状況はさらに厳しくなっている。

このような状況の中で農業が生き抜くためには、農用地の利用集積を図り自給飼料生産の拡大と経営規模の拡大による低生産コストを推進し、安全で良質な農畜産物の生産が消費者のニーズに応えるものであり、さらには「土、草、牛」が調和した生産要素のバランスがとれたゆとりある酪農、畜産経営の確立が

不可欠となっている。

また、新たな農業展開として地元農畜産物に付加価値を持たせた畜産加工品などの商品開発を進める。

### 【乳用牛】

ゆとりある経営を確立するため、資金力・立地条件に応じてフリーストール・ミルクパーラー方式を導入し、飼養管理労働の効率化とコスト低減を進めるとともに、経営面積や労働力と調和した規模と合理的な生産方式の導入を推進する。

ただし、規模拡大を志向しない農業者においては、既設スタンション方式の有効活用による健全な経営を進める。

併せて、農業用機械の共同利用組織による効率利用を進めることにより低コスト生産を図り、更には自給飼料生産管理作業の共同化・分担化を進めるとともに、農用地の利用集積など土地資源有効活用と集約放牧の実施、酪農ヘルパー利用組合加入拡大と周期的利用、又将来的には労働力不足を補完する切り札として、ファームコントラクター組織の設立によるゆとりある効率的な酪農経営の確立を目指す。

また、経営内容の点検・把握・分析を行い、生産管理技術の改善、高位平準化など経営の合理化を進める。

この具体的な実行手段として乳牛検定組合への加入促進を推進し、乳検加入者に対して提供される飼料給与の効率化、牛群の資質向上、分娩間隔の短縮と更新年次の延長などの乳検情報の有効活用による生産コストの削減を推進する。

これらのことと併せて、雌雄産み分け技術やMOET育種法（多排卵及び受精卵移植技術等を用いた新たな改良手法）などの新技術を導入し、優良な雌牛群の早期増殖・普及及び候補種雄牛の作出を図り、乳量・無脂固形分率・乳蛋白質率の高い乳用牛づくりを目指す。

### 【肉用牛】

肉用牛経営における生産性の向上とコスト削減のため、農用地の利用集積などによる土地資源有効活用のもと、良質自給飼料の生産を拡大し、飼料自給率の向上を図るとともに、ファームコントラクターの活用、農業機械の保守管理の徹底により利用年数の延長と共同利用、各種経営診断情報の活用による経営内容の点検、把握、分析による経営の効率化を進める。

また、農業試験場や農業改良普及センターなどの関係機関・団体との連携のもと、部分肉歩留まりの高い良質な牛肉の安定的な生産を図るため、品種の特性を考慮しながら肥育期間の短縮と肉質に留意した効率的な肥育に努めるとともに、1年1産による生産性の向上を目指す。

さらには、優良産子の生産や優良雌牛群の拡大を図るため、受精卵移植技術を積極的に活用し雌牛側からの改良促進に努める。

### 【豚】

生産コストの低減と良質で安全な豚肉生産に資するため、遺伝的能力の改良の推進とあわせて飼養管理の改善を図る。

産肉能力については、飼料効率がよい肉豚の生産を推進するとともに、適正な日齢及び体重での出荷に努める。

また、繁殖能力は斉一で健康な子豚を生産し、離乳時における哺育率と子豚の増体が良いものとし、

強健で耐用年数が長く連産性に富む母豚の生産と利用に努める。

種雄豚は、資質に優れ発育に応じて体各部の伸長及び後躯の充実した均称のとれたもので、かつ強健で肢蹄が強く飼養管理の容易なものとし、能力検定等により産肉能力及び繁殖能力の判明した優良な種豚の有効利用を図る。

#### 【馬】

農用及び競争用などそれぞれの用途に対応した遺伝的能力の改良の推進とあわせて飼養管理の改善を図ることとする。

軽種馬については、生産馬の資質向上を図るため国内産優良種馬の活用や生産育成技術の向上・初期調教技術の普及等に努め、強健かつ競争能力、持久力等の優れたものとする。

#### 【採卵鶏】

生産コストの低減と消費・流通ニーズに対応した品質の向上を図るため、省力的な飼養管理方法に適するよう強健性、産卵能力に重点を置いた遺伝的能力の改良の推進とあわせて、飼養管理の改善を図る。具体的には、産卵率の向上と飼料効率などの改良を進め、疾病の発生予防のために鶏舎内部の衛生管理の徹底と、畜産環境の改善及び周辺環境の整備に努める。

#### 【飼料作物】

酪農・畜産農業の振興を図るためには、飼料生産基盤の整備が不可欠であり、このために低位生産性草地の計画的な整備、分散した草地の交換分合等による飼料管理作業の効率化を進めるとともに、良質・低コストな自給飼料の生産拡大、飼料費の低減及び畜産物の安全性の確保を図る。

土壌診断や植生診断に基づく合理的な施肥により収量の向上を図るとともに、家畜ふん尿や堆きゅう肥の有効利用による購入肥料の節減に努める。また、公共草地は、個別経営の飼料自給度の向上と強健な後継牛の育成、放牧による草の低コスト利用を推進するため利用の拡大を進める。

### 2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備その他林業の振興と農業生産基盤の整備計画の関連については、現時点で関連性がないため、今後具体的事案の必要に応じて検討する。

## 第6. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業が魅力ある産業として発展していくためには、地域農業者の自主性と創意工夫を基本としながら、多様でゆとりある農業経営を育成する必要がある。このために、地域の自主的・主体的な取り組みを支援する

とともに、地域の立地条件や営農実態等に応じた収益性の高い作物の導入や、畜産物に付加価値を持たせた畜産加工品の製品化など、経営の複合化や多角化を推進し、農業経営の体質強化を図る。

また、地域農業を維持・継続するため、担い手農業者への支援のほか、集落を基本単位とした営農システムや農作業受託組織の育成、農地保有合理化事業などによる地域の実情に応じた多様な担い手育成と、国際感覚などの幅広い知識と社会や経済の変化に適切に対応できる高度な技術、経営管理能力を身につけた農業者を確保しなければならない。

このために、登別農業の主体を担っている若手農業者を、強力にバックアップしていくことはもちろんのこと、新規就農者の受け入れ体制を構築する。

新規学卒者・中高齢者・Uターン者の就農、農家子弟以外からの就農など就農ルートの多様化や経営管理技術の高度化に対応するため、農業研修生の受け入れ体制を構築する。

## 2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対函番号	備考
農業担い手施設	農家住宅	敷地 1,000 m <sup>2</sup> 以内	農業経営者 後継者など	—	具体的計画 なし

## 3. 農業を担うべき者のための支援の活動

登別市の農業が今後とも発展していくためには、国際感覚などの幅広い知識と社会や経済の変化に適切に対応できる高度な技術、経営管理能力を身につけた農業者を育成・確保しなければならない。

このため、北海道農業担い手育成センターと連絡を密にし、関係機関・団体との連携のもと、新規就農を希望する者への情報提供や相談活動等を展開するとともに、受け入れ体制の整備を促進し、整備資金の円滑な融通など支援策を講ずる。

## 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備その他林業の振興と農業生産基盤の整備計画の関連については、現時点で関連性がないため、今後具体的事案の必要に応じて検討する。

## 第7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業後継者や新規就農者にとって農業が魅力的なものとなるよう、農業改善支援センター及び北海道農業担い手育成センター等を中心に、指導・支援活動を展開するとともに、情報提供や相談活動を積極的に行い、農業従事者の安定的な就業機会の確保を推進する。

また、農業所得だけでは生活が困難な農業者等については、隣接する室蘭市と商圈を一つにするなど商業活動が活発なことや全国有数の登別温泉を擁していることから、製造業やサービス業への就業機会には恵まれており、この特性を生かした活動を展開する。

単位：人

区分		従業地								
I	II	市内			市外			合計		
恒常的勤務		男	女	計	男	女	計	男	女	計
計										
自営兼業										
計										
出稼ぎ										
計										
日雇い・臨時雇い										
計										
総計	42									

資料：農林業センサスより判明分のみ記載

### 2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

専業農業者の生活基盤を安定させるためには、農業経営規模の拡大が不可欠であり、農用地の確保が重要な課題となってくることから、総合的な農用地の利用計画を推進するとともに、新規就農者を確保するための技術習得の場や情報の提供等に努める。(一部削除)

また、兼業農業者については、当市は都市近郊型農業に属しているため、就労機会については比較的容易であることから、市内企業等への就業相談活動などを通じて雇用対策を推進することにより兼業農業従事者の安定的な収入の確保を目指す。

なお、農業従事者の安定的な就業を促進するため、次の方策を推進する。

- ①農業従事者の就業意向等を把握するための対策
- ②農業従事者に対する就業相談活動の強化対策
- ③地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策
- ④上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策

### 3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

#### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備その他林業の振興と農業生産基盤の整備計画の関連については、現時点で関連性がないため、今後具体的事案の必要に応じて検討する。

### 第8. 生活環境施設の整備計画

#### 1. 生活環境施設の整備の目標

農村の居住条件の整備や生活文化を向上させ、豊かで潤いのある快適な生活環境をつくるため、農業集落環境管理施設などの整備を進める。

また、地域の緑資源の涵養、自然景観の保全を図り、美しい空間ときれいな空気等、農村の優れた生活環境の確保に努める。

#### 2. 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

#### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備その他林業の振興と農業生産基盤の整備計画の関連については、現時点で関連性がないため、今後具体的事案の必要に応じて検討する。

#### 4. その他の施設の整備に係る事業との関連

農村地域の調和のとれた発展を推進するため、都市計画マスタープランに基づく都市計画区域の整備・開発・保全計画と充分調整を図りながら、農村生活環境整備に係る道路等公共事業の整備改修計画を有機的に関連させながら環境整備の促進を図るとともに、都市と農村との交流の場としての市民農園の充実を図るなど、市民の農業への関心と理解度を深めつつ、地域の活性化に努める。

### 第9. 付図

別添

土地利用計画図（付図1号）

別記

農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

地区 区域番号	区 域	除外する土 地	備 考
A-1	札幌市 8の内、9-1の内、10-1、10-2、10-3 19-1の内、20の内、21-1の内、21-2の内 24-1、24-2、37-1、37-2、42-1 42-2の内、42-3、46-1、47の内、54 55、56-1の内、56-2、56-3、57-1 57-2、58-1の内、60の内、61、63-1 63-4、65、79-1、80-1の内、81-1 87-1の内、92、93、94-1、95-2の内 95-3の内、97-5、99-5、99-6 174-7の内、174-27、187の内、188 189-1、190の内、195-1、195-6 195-7、196-1、196-4、196-5 197-1、197-5、197-6、197-7 198-1の内、199-1、200-1、202-1の内 204-1、206-1、207-1、211-1の内 211-4、212-1の内、212-2、212-3 212-7、213-1の内、218の内、219-1の内 220の内、221-1、222-1 227-1の内、228-1、230-6、233-1の内 236-2の内、236-3、238-2の内、239 240-1の内、241-1の内、242、243-1 243-3、244、248、249、250 253-1、254、255、258、260、261 262、263、264、265、267-1 267-2、269、270-1、270-2 271-2、271-3、272-1、272-3 272-5、273-1、273-5、273-7 273-8、281、285、298-1の内 299-2、299-4の内、301-1 305-1、318-1の内、320-1、320-2 321、322の内、323、326-1の内、 327-2の内、328-1、329-1、329-2		

地区 区域番号	区 域	除外する土地	備 考
A-1	札幌町 329-4、330-2、330-3、330-4 330-6、333、334、336-1、336-3 336-4、339-1、339-2、342-1 342-3、342-4、342-6、342-7 343-1の内、343-2、343-4、343-5 343-6、343-7、345-1、345-2 345-5、346-1、347、353の内、354 355、357、371-1、372 374-1、375-2、376-2、376-3 376-4の内、379-2、389-1 389-2の内、392、501-1		
	富浦町 133-1、133-2、148-3、148-4 148-12の内、150-1、150-3の内 153-1の内、153-3、154-3、154-5 154-9、154-12、154-14 154-15、179-1、179-3、180-1 180-3、181-1の内、181-4、181-6 181-7、187-6、187-10、187-16 187-33の内、187-35、187-42 197-1の内、197-3、197-5、198-1 198-5の内、198-6、198-7、215-1 215-6、217-1、217-2、217-3 218-1、218-6、219-2の内、220-1 220-8、220-12、225-1の内		
	来馬町 235-2の内、240の内、241の内 242-1の内、249-1の内、374-1の内 386-1、408-1の内、415-10 415-19、415-25、417-12 417-14、417-23の内、419-1 419-2、462-1の内、463-1、465-2 465-4、468、472-1、472-2 472-5、473-1、473-2、477-1の内 478、479-1、481の内、483-2の内 488、490、492、493-1 493-2、494-1、494-2、497		

地区 区域番号	区 域	除外する土地	備 考
A-1	498の内、507-1、508-1、523-2 524-2、526、527-1、530の内 531-1の内、532-1、538-1、538-2 538-12、539-1、543-1、547 550-1、550-2、550-3、551-1 551-4、552-1、552-2、552-3 555、563、564の内、565-1、566-1 566-5、567-1、567-3、568-1 569、571-2		
A-2	富浦町 4丁目 5、5-2、6、12-1、14-1 5丁目 1-1、2-1、5、6、11の内、12の内 新栄町 13-3、13-5、14-1、14-4 14-5、14-6、14-7、14-8 14-9、16-1、18、20-2、22 23-1、24、25、26-1、26-2、27 28-1、28-2、28-5、28-6、29 30、31、32、33、34、35、36 37-1、37-2、38、41、42-1 42-2、43-1の内、44-2、53、54 千歳町 53-1、53-8、53-13、150-2 151-1の内、151-3、151-4 152-1、152-2の内、152-3 154-3、156-1、159-6、194-1 194-3、196-1、288		
A-3	常盤町 6丁目 5-1の内、6-1の内、6-10の内、8-1 11-3、11-4、11-8、11-9 12-1、12-7、12-10、12-11 13-1、13-3の内、13-4、17-1の内 柏木町 2丁目 35-4 5丁目 1-11、1-12、1-13、1-14 1-15、1-16、17、31、32、33		

地区 区域番号	区 域	除外する土地	備 考
A-3	片倉町 2丁目 35-1の内、35-3の内、35-4、35-12の内、 35-13 4丁目 29-1、41-1		
B-1	鉾山町 16-1の内 16-15、43-1、43-2、43-3 43-4、43-5、43-6、43-7 43-8、43-9、43-10、43-11 43-12、43-13、43-14、43-15 43-16、43-17、43-18、43-19 43-20、43-21 川上町 111-1の内、112-1、114-1 114-2、114-3、114-4、114-5 114-6、114-7、114-8、114-9 114-10、114-11、114-12 116、117、133-1、133-2 133-3、133-4、133-5、133-6 133-7、134-1、134-39、141-2 143-1、143-2、289-2 青葉町 10-5、17-2の内、19-1、25-1の内 25-4、25-9の内、25-17、27-4 27-7、28-1、28-3、30-1 30-4、30-9、		
B-2	上鷺別町 158-1、158-4の内、158-5 158-6の内、158-7、158-8 158-9、158-10、159-1の内 159-2、160-1、160-2 160-3、161、164-1の内、168の内 170-1の内、173-1の内 173-2、174の内、175の内 191-2の内、191-3の内		
C-1	中登別町 144-1、144-3、144-5の内 144-7の内、147-1、150-1 151-1、152-1、162-1の内 232-1、233-1		

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は、農用地区域とする。

地区 区域番号	区 域	備 考
A-1	札幌市 299-2	

(2) 用途区分

下表の「地区記号及び区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区記号及び 区域番号	用途区分
A-1～ A-3 B-1～ B-2 C-1	農地 下記に掲げる採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地以外の土地
	採草放牧地 該当なし
	混牧林地 該当なし
A-1～ A-3 B-1～ B-2 C-1	<p>農業用施設用地</p> <p>札内町 20の内、21-1の内、21-2の内、56-1の内、56-2、56-3 57-1の内、58-1の内、60の内、61、80-1の内、95-2の内 95-3の内、97-5の内、202-1の内、211-4の内、212-1の内 221-1の内、238-2の内、239の内、240-1の内、241-1の内 318-1の内、329-2、329-4、330-3、330-4 342-1の内、347の内、379-5、373-1の内、501-1</p> <p>富浦町 133-2、148-12の内、150-3の内、181-1の内、181-4 181-7、197-1の内、197-3、197-5、198-5の内 198-6、198-7、215-1の内、225-1の内</p> <p>富浦町 5丁目 11の内、12の内</p> <p>千歳町 151-1の内、152-2の内、152-3、154-3</p> <p>来馬町 374-1の内、386-1の内、462-1の内、463-1の内、478の内 483-2の内、488の内、490の内、492の内、493-2 494-2の内、526の内、530の内、551-4、566-5の内 571-2の内</p> <p>片倉町 2丁目 35-3の内、35-12の内</p> <p>川上町 111-1の内、141-2の内、143-1の内</p> <p>青葉町 17-2の内、25-1の内、28-3の内</p> <p>上鷲別町 158-1の内、158-5の内、158-6の内、158-9の内 159-1の内</p> <p>中登別町 144-1の内、144-3、144-5の内、144-7の内</p>